

第3章

計画を推進するための 基本的方向と具体的施策

第3章 計画を推進するための基本的方向と 具体的施策

1. 基本目標の設定	18
2. 計画の体系	21
3. 重点施策	22
4. 女性活躍推進計画	23
5. DV対策基本計画	24
6. 男女共同参画とSDGs	25
7. 計画を推進するための主要課題と施策の方向	26
8. 事業の指標及び目標値	49
9. 推進体制の整備	51

1 基本目標の設定

【基本目標Ⅰ】

一人ひとりの人権と個性が尊重される社会基盤の整備

男女共同参画が目指す社会とは、すべての人がお互いの違いを認め、人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる社会です。個人の生き方が多様化している現代においてこのような社会を実現するためには、子どもの頃からの男女共同参画の意識を育む教育と、誰もが人生の各段階で多様な生き方を選択することができるよう、学習の機会を提供する必要があります。

また、ライフスタイルを柔軟に選択することができるためには、当たり前と思われている慣行の見直しなどを進める必要があります。

さらに、性的指向や性同一性障害などを理由に困難な状況に置かれている人たちがいることを認識し、そのような人たちへの理解を深め、多様性を認め合う社会の実現に努めなければなりません。

配偶者や恋人など、親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力（ドメスティック・バイオレンス，DV）は、命の危険を伴う重大な人権侵害です。お互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。加えて、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、家庭内暴力の増加や深刻化が懸念される状況でもあります。

このため、人権に関する教育や啓発に力を入れ、男女間の暴力のみならず、あらゆる暴力を容認しない社会環境を構築する必要があります。また、被害者が相談しやすい体制を整えることにより、被害の潜在化を防止するとともに、警察や関係機関等との連携を強化し、被害者救済のための支援を充実させる必要があります。

加えて、生涯を通じて一人ひとりが幸せに暮らすことができるよう、医療や介護支援体制等の充実に努める必要があります。

【基本目標Ⅱ】

様々な分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、すべての人が男女共同参画の視点を持って社会の様々な分野に参画することが大事です。そのためには、各人が自らの意識や行動を変革するとともに、それを支援する社会環境を整備する必要があります。

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識は、依然として根付いています。この意識を解消するためには、男性の働き方の見直しや、家事・育児・地域活動などへの男性の参画について、啓発や支援を進める必要があります。

また、女性が活躍できる分野を拡大し、その能力を十分に発揮することができる機会を増やすことは、地域の活性化につながると考えられます。従って、政策の立案や決定の過程に女性の考え方や意見が反映されるよう、政策・方針決定過程への女性のさらなる参画を促進する必要があります。

さらに、魅力ある地域づくりを進めるためには、市民や団体が男女共同参画の視点に立って、地域の様々な課題に取り組む必要があります。そのためには、地域の特定の活動が片方の性に偏ったり、性別や年齢等により役割が固定化されたりすることがないように配慮しなければなりません。

併せて、防災や災害復興の分野においても男女共同参画の視点が重要となることから、防災分野への女性のさらなる参画を促進するとともに、将来を担う子どもたちが地域の健全な活動を通して、男女が互いに協力し合うことの大切さを学ぶことが重要です。

【基本目標Ⅲ】

持続可能で多様な働き方を可能にする環境づくり

人口減少社会の到来に伴い、性別にかかわらず働きたい人がやりがいをもって職業生活を送ることができる社会づくりは、我が国全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。また、働く意欲のある人が、性別にかかわらずその能力を十分に発揮できることは、自己実現につながるものであり、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要なことです。

従って、男性に比べ、正規雇用率が低い女性の活躍を推進するためにも、子育て支援の充実など、子を持つ女性が継続して就労することが可能となるような就業環境の整備や、仕事生活と家事や育児、介護などの家庭生活の両立を目指すワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方を導入することが必要です。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、雇用する側の意識の変革と働く側の意識の定着が不可欠であり、成果が出るためには一定の時間を要すると考えられるため、継続して啓発活動を行う必要があります。

また、現代は、価値観やライフスタイルが多様化する中、人々の働き方に対する意識や環境も多様化しています。従って、社会経済の持続可能な発展を維持するためには、誰もがやりがいを持って働くことができる、多様かつ選択可能な働き方を実現する必要があります。

加えて、新型コロナウイルス感染者の拡大といった非常時の場合でも非正規雇用者の雇用の維持が図られるよう、必要な情報の周知を図るほか、自営業や起業等においても女性の活躍が推進されるよう、就業環境の整備を促進することが重要です。

2 計画の体系

第4次計画では、社会情勢を考慮したうえで前計画の体系を見直し、より実効性のあるものとします。

【基本目標Ⅰ】 一人ひとりの人権と個性が尊重される社会基盤の整備

主要課題	施策の方向
1. 教育やメディア等を通じた意識改革と理解促進	(1) 男女共同参画を推進する教育や学習の充実
	(2) 男女共同参画の視点を踏まえた情報の提供や慣行の見直し
	(3) 多様性を認め合う社会の理解促進
	(4) 男女共同参画に関する国際的動向の理解促進
2. あらゆる暴力の根絶と被害者の保護・支援に向けた環境づくり	(1) あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤整備（重点施策）
	(2) 被害者の保護及び支援体制の充実（重点施策）
3. 一人ひとりが幸せに暮らせる環境の整備	(1) 安心して暮らせる環境の整備
	(2) 健康の保持・増進への支援
	(3) 妊産婦及び母子保健サービスの充実
	(4) 介護支援及び障害福祉サービスの充実

【基本目標Ⅱ】 様々な分野における男女共同参画の推進

主要課題	施策の方向
1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 市における政策・方針決定過程への女性の参画促進
	(2) 企業及び各種団体における女性の参画促進
	(3) 地域防災・災害復興における女性の参画促進
2. 家庭や地域における男女共同参画の促進	(1) 性別による固定的役割分担意識の解消
	(2) 地域における男女共同参画の促進（重点施策）
	(3) 団体活動における男女共同参画の促進

【基本目標Ⅲ】 持続可能で多様な働き方を可能にする環境づくり

主要課題	施策の方向
1. 仕事と家庭生活の両立支援	(1) 安心して働き続けるための子育て支援の充実
	(2) ワーク・ライフ・バランスの意識定着と雇用環境整備（重点施策）
2. 誰もが活躍できる就業環境の整備	(1) 雇用の分野における均等な機会と待遇の確保
	(2) 農業・水産業・商工業等の分野における男女共同参画
	(3) 個人の選択に応じた柔軟な働き方への改革（重点施策）

3 重点施策

第4次計画は、前計画の施策を継承しつつ、国及び県の男女共同参画基本計画や令和元年度に行った市民意識調査の結果などを踏まえて、次の5つの施策に重点的に取り組みます。

I-2-(1) あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤整備

暴力は命の危険を伴う重大な人権侵害です。男女間の暴力をはじめ、あらゆる暴力を根絶するための社会環境を構築するため、意識の啓発を推進します。また、被害者の精神的負担に配慮した相談体制の整備や相談員の資質向上などに努めます。

I-2-(2) 被害者の保護及び支援体制の充実

被害者を保護し安全を確保するため、女性相談センターや警察、児童相談所といった関係機関との連携を図り、支援体制の強化に努めます。

II-2-(2) 地域における男女共同参画の促進

地域社会において、多様な視点を生かした取組は、すべての人にとって住みやすい地域づくりにつながると考えられます。職場と家庭・地域生活のバランスのとれた生き方が求められている中、暮らしやすい活力ある地域社会を形成するため、地域活動における男女共同参画の推進に努めます。

III-1-(2) ワーク・ライフ・バランスの意識定着と雇用環境整備

一人ひとりが健康を維持し社会活動に参画するためには、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実践が重要です。仕事と生活を両立するための意識啓発を進めるとともに、企業等に対してもワーク・ライフ・バランスについての意識改革を促進します。

III-2-(3) 個人の選択に応じた柔軟な働き方への改革

働く人が、出産、育児、介護といったライフイベントに従事しながら地域活動にも参加し、自分の生活様式に合った働き方を選択することができるよう関係機関との連携のもと、情報提供に努めます。

4 女性活躍推進計画

第4次計画のうち、以下の基本目標Ⅲの部分は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定された市町村推進計画（女性活躍推進計画）として位置付けます。

【基本目標Ⅲ】 持続可能で多様な働き方を可能にする環境づくり

主要課題	施策の方向
1. 仕事と家庭生活の両立支援	(1) 安心して働き続けるための子育て支援の充実
	(2) ワーク・ライフ・バランスの意識定着と雇用環境整備（重点施策）
2. 誰もが活躍できる就業環境の整備	(1) 雇用の分野における均等な機会と待遇の確保
	(2) 農業・水産業・商工業等の分野における男女共同参画
	(3) 個人の選択に応じた柔軟な働き方への改革（重点施策）

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)
(法律第六十四号)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

5 DV対策基本計画

第4次計画のうち、以下の基本目標Ⅰの主要課題2の部分は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定された市町村基本計画（DV対策基本計画）として位置付けます。

【基本目標Ⅰ】 一人ひとりの人権と個性が尊重される社会基盤の整備

主要課題	施策の方向
2. あらゆる暴力の根絶と被害者の保護・支援に向けた環境づくり	(1) あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤整備（重点施策）
	(2) 被害者の保護及び支援体制の充実（重点施策）

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)
(法律第三十一号)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

6 男女共同参画とSDGs

第4次計画は、2015年9月国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念を取り入れて、取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月に国連サミットで採択された持続可能でよりよい世界を目指す2030年を年限とする国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、日本も積極的に取り組んでいます。

【ロゴの説明】

- | | |
|------------------------|------------------|
| 1. 貧困をなくそう | 2. 飢餓をゼロに |
| 3. すべての人に健康と福祉を | 4. 質の高い教育をみんなに |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう | 6. 安全な水とトイレを世界中に |
| 7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに | 8. 働きがいも経済成長も |
| 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | 10. 人や国の不平等をなくそう |
| 11. 住み続けられるまちづくりを | 12. つくる責任つかう責任 |
| 13. 気候変動に具体的な対策を | 14. 海の豊かさを守ろう |
| 15. 陸の豊かさも守ろう | 16. 平和と公正をすべての人に |
| 17. パートナリシップで目標を達成しよう | |

7 計画を推進するための主要課題と施策の方向

【基本目標Ⅰ】一人ひとりの人権と個性が尊重される社会基盤の整備

主要課題1 教育やメディア等を通じた意識改革と理解促進

●現状と課題

男女共同参画の理念が普及するためには、個人の尊厳や平等の考え方、思いやりの大切さといった内容の教育・学習を充実させ、意識啓発に努める必要があります。また、メディアを通じ幅広く情報を提供することによって、より多くの方に男女共同参画に関する理解を促すことが重要です。

社会制度や慣行の中には、男女の適性や能力などの固定観念にとらわれたものが依然として存在します。令和元年8月に行った市民意識調査の結果によると、「社会通念、慣習、しきたりなど」における男女の平等感について「男性のほうが優遇」「男性のほうがやや優遇」と答えた人は約80%に達しており、依然として性別による決めつけがあると感じている人が多い状況にあります。男女共同参画社会の形成のためには、男女共同参画の視点に立った法律や制度等について周知を図り、男性に偏った社会通念や慣行の見直しに努める必要があります。

さらに、性的指向や性自認、性同一性障害などを理由に困難な状況に置かれている人たちや、言語・文化・価値観などの違いにより地域社会に馴染むことができない外国人に対して理解を深め、多様性を認め合う社会の理解促進に努める必要があります。

●施策の方向

- (1) 男女共同参画を推進する教育や学習の充実
- (2) 男女共同参画の視点を踏まえた情報の提供や慣行の見直し
- (3) 多様性を認め合う社会の理解促進
- (4) 男女共同参画に関する国際的動向の理解促進

[SDGsの理念]



(1) 男女共同参画を推進する教育や学習の充実

No.	事業項目	事業概要	所管
1	幼稚園・学校を通じた指導の充実	人権の尊重, 男女平等, 男女の相互理解と協力の重要性, 家庭生活の大切さなどについての指導を行う。	指導課
2	教職員の男女共同参画に関する研修の充実	教育関係者に対し, 男女共同参画に関する正しい理解の浸透を図る。	指導課
3	性別にとらわれない進路選択の推進	児童・生徒の興味関心に応じた進路選択ができるように情報を提供する。	指導課
4	思春期保健事業の推進	小中学生や保護者に対し, 性に関する正しい知識の普及と生命を大切にする心を養うため, 保健教育を行う。	指導課
5	情報教育の推進	学校教育を通じて, インターネットをはじめ様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し, 情報化の進展に対応できる能力を育成する。	指導課
6	男女共同参画の視点に立った講座・事業等の充実	「誰もが性別にとらわれず, それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指す」という, 男女共同参画の視点を踏まえた講座を開催する。	女性生活課 生涯学習課
7	男女共同参画の推進をテーマにした市政ふれあい講座の開催	コミュニティ組織や職場等への市政ふれあい講座の利用を促進する。	広報広聴課 女性生活課
8	情報を活用できる能力の向上促進	インターネットをはじめ様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し, 情報化の進展に対応できる能力を育成する。	情報政策課 女性生活課

(2) 男女共同参画の視点を踏まえた情報の提供や慣行の見直し

No.	事業項目	事業概要	所管
9	人権尊重や男女共同参画の視点を立った情報の発信	「市政広報物表現ガイドライン」を活用して、男女共同参画の視点に立った情報を発信する。	女性生活課 広報広聴課
10	男女共同参画に関連する法令等についての理解促進	男女共同参画社会基本法，男女雇用機会均等法，育児・介護休業法等を周知し，法令等により保障される権利について正しい知識の普及に努める。	女性生活課
11	男女共同参画強調月間における啓発活動の推進	市民の男女共同参画に対する関心を高めるため，11月を男女共同参画強調月間として各種事業を実施し，積極的な啓発を行う。	女性生活課

(3) 多様性を認め合う社会の理解促進

No.	事業項目	事業概要	所管
12	人権擁護活動の推進	市人権擁護委員会が実施する人権教育を進めるとともに，人権問題についての意識啓発を行う。	地域福祉課
13	男女共同参画作品表彰事業の推進	人権尊重と個性の輝きを目指す男女共同参画社会への関心を深めるため，親しみやすいイメージが持てるキャッチフレーズを募集し，表彰する。	女性生活課
14	SOGIやLGBTに関する知識の普及	市報やホームページ，パネル展示，講座などを通じ，SOGIやLGBTについての知識の普及に努める。	女性生活課
15	市における性的マイノリティの方に対する理解の促進	市職員に対し，研修などを通じて，性的指向や性自認に関する理解の増進に努める。	人事課

<用語解説>

SOGI…「Sexual Orientation & Gender Identity」という語句の頭文字からできた言葉です。Sexual Orientation(性的指向)＝自分の恋愛感情がどのような対象に向かうのか，及びGender Identity(性自認)＝自分の性をどのように認識しているのかを示す概念で，すべての人に当てはまる考え方です。

LGBT…「レズビアン(Lesbian)，ゲイ(Gay)，バイセクシュアル(Bisexual)，トランスジェンダー(Transgender)」の4つの言葉の頭文字からできた言葉です。性的マイノリティの総称として用いられています。

(4) 男女共同参画に関する国際的動向の理解促進

No.	事業項目	事業概要	所管
16	国際交流を深める学習機会の提供	市民の国際理解と外国人との相互理解を深めるため、講演会やセミナーなどを開催する。	市民活動課
17	男女共同参画に関する国際的動向の周知	男女共同参画に関する国際的動向について情報を収集し、パネル展示等により市民に提供する。	女性生活課



▲国際交流協会の活動の様子

主要課題2 あらゆる暴力の根絶と被害者の保護・支援に向けた環境づくり

●現状と課題

配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力（ドメスティック・バイオレンス）は、命の危険を伴う重大な人権侵害です。お互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。また、子どもが家族などから受ける暴力は、子どもの健全な人格形成に拭いがたい影響を与えるのみならず、身体的、経済的に抗する力が弱い子どもにとって、なすすべがない悲惨な状況をもたらすことにもなりかねません。

従って、男女間の暴力のみならず、子どもや高齢の方への暴力など、あらゆる暴力を発生させないための教育や啓発を推進し、暴力を容認しない社会環境の整備を強化する必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、家庭内暴力の増加や深刻化が懸念される中、そのような非常時の場合でも迅速な対応ができる相談体制や支援体制等の充実を図る必要があります。具体的には、被害者が相談しやすい体制を整えることにより被害の潜在化を防止するとともに、警察や配偶者暴力相談支援センター、女性相談センター、児童相談所といった関係機関との連携を強化し、被害者に対する効果的な支援を充実させる必要があります。

さらに、雇用の場においては、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントが健全な労働環境を妨げる大きな要因となるほか、被害者に与える心理的ダメージは相当なものであることから、ハラスメント防止のための事業主の意識改革を促進する必要があります。

●施策の方向

- (1) あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤整備（重点施策）
- (2) 被害者の保護及び支援体制の充実（重点施策）

[SDGsの理念]



ドメスティック・バイオレンス(DV)とは？

(1) ドメスティック・バイオレンス

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。「ドメスティック・バイオレンス」の用語については、明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は、「DV防止法」と呼ばれることもあります。

(2) 暴力の形態

一口に「暴力」といっても様々な形態が存在します。これらの様々な形態の暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。また、ある行為が複数の形態に該当する場合もあります。

○身体的なもの

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの。刑法第 204 条の傷害や第 208 条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても刑罰の対象になります。

○精神的なもの

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。精神的な暴力については、その結果、PTSD（心的外傷後ストレス障害）に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障害に至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

○性的なもの

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。夫婦間であっても、刑法第 177 条の強制性交等罪に当たる場合があります。

(1) あらゆる暴力の予防と根絶のための基盤整備（重点施策）

No.	事業項目	事業概要	所管
18	女性に対する暴力防止に関する意識啓発	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー等，女性に対するあらゆる暴力防止のための啓発を推進する。	女性生活課
19	若年世代への意識啓発	若年世代へ「デートDV」などについての意識啓発を行う。	女性生活課
20	雇用の場におけるハラスメント防止に関する啓発の推進	セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等に関する事業主の認識を深め，防止対策について啓発する。	女性生活課 商工振興課 人事課
21	児童虐待防止に向けた意識啓発の推進	広報活動等を通して児童虐待防止に向けた啓発を行う。	子ども政策課 指導課
22	女性相談の充実	女性相談員が様々な悩みを持つ女性からの相談を受ける。相談員に対し研修を行い，スキルアップを図る。	女性生活課
23	青少年相談の充実	悩みや問題を持つ青少年又は保護者が，電話や電子メール，面接等によって気軽に相談できるよう，相談体制の充実と周知を図る。	青少年課
24	学校における相談体制の充実	クラス担任や養護教諭を中心に，全教職員で児童・生徒からの相談に応じる体制を整える。	指導課

(2) 被害者の保護及び支援体制の充実（重点施策）

No.	事業項目	事業概要	所管
25	配偶者等からの暴力相談に関する機関との連携強化	配偶者等から暴力を受けた被害者の安全を確保するため，県や警察などと連携を強化する。	女性生活課
26	配偶者等からの暴力相談に関する庁内の連携強化	配偶者等から暴力を受けた被害者の安全を確保するため，関係各課との連携を強化し，被害者への支援を行う。	女性生活課
27	児童虐待等の相談に関する機関との連携強化	虐待を受けている児童の早期発見・早期対応のために関係機関との連携を強化する。	指導課

主要課題3 一人ひとりが幸せに暮らせる環境の整備

●現状と課題

男女共同参画が目指す社会は、生涯を通じて一人ひとりが幸せに暮らせる社会です。そのためには、誰もが安心して暮らせる環境の整備が必要です。具体的には、地域における防犯体制の整備や生活上の諸問題を解決するための支援体制の充実、さらには、性的マイノリティの方に対する支援策の促進などです。

また、生涯を通じて健康を享受できることは、幸せな暮らしを送るための基本と言えます。従って、まず各自が心身及びその健康について正確な知識や情報を入手し、誰もがお互いの性差に応じた健康について理解を深めることが大事です。特に女性は、妊娠、出産、更年期疾患といった、男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があるため、女性の健康相談や母子保健対策の充実、不妊治療への支援等を行う必要があります。

さらに、高齢の方や障害のある方が、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、介護支援や障害福祉サービスの充実を図る必要があります。

●施策の方向

- (1) 安心して暮らせる環境の整備
- (2) 健康の保持・増進への支援
- (3) 妊産婦及び母子保健サービスの充実
- (4) 介護支援及び障害福祉サービスの充実

[SDGsの理念]



(1) 安心して暮らせる環境の整備

No.	事業項目	事業概要	所管
28	地域防犯活動の推進	安心・安全なまちづくりを目指し、地域の防犯灯設置・維持管理や防犯活動を支援する。	市民活動課
29	消費生活についての相談の充実	消費生活に関する相談を実施し、消費者が安全・安心な消費生活を送ることができるように支援する。	女性生活課
30	母子家庭・父子家庭に対する医療費の助成	母子家庭・父子家庭の母親、父親及び児童に医療費の負担金を一部助成する。	国保年金課
31	自主防犯パトロール隊の活動支援	子どもの登下校に合わせ見守り活動をしている自主防犯パトロール隊を支援する。	市民活動課
32	学校・家庭・地域の連携による見守り活動や健全育成のための生徒指導の充実	学校、家庭、地域社会等と連携を密にしながら生徒指導関係の各種事業を実施し、児童生徒の健全育成のために生徒指導の一層の充実・推進を図る。また、子どもの登下校時等の安全を確保するため「こどもを守る110番の家」事業の実施等により、学校と地域が連携して見守り体制の充実を図る。	指導課
33	小地域ネットワークの促進	一人で暮らしている概ね70歳以上の高齢の方等に対し、協力して見守り活動を行う。	高齢福祉課
34	性的マイノリティの方に対する支援策の推進	性的マイノリティの方が、日常生活を送る上で支障をきたすことがないよう支援する。	住宅課 市民課 人事課

(2) 健康の保持・増進への支援

No.	事業項目	事業概要	所管
35	女性特有のがん検診等に関する普及啓発活動の推進	早期発見・早期治療を目的として、子宮がん・乳がん検診、骨粗しょう症検診の受診を勧奨する。	健康推進課
36	生涯にわたる食育の推進	生涯にわたる食育と健康状態に応じた食生活の相談指導を実施し、健康な食生活を推進する。	健康推進課
37	健康づくりにおける女性の人材活用	保健推進員、食生活改善推進員など、地域のリーダーを養成し、地域の健康づくりを推進する。	健康推進課
38	健康教室等の充実	出前講座等の健康教室や地域で実施する地域づくり事業を推進し、生活習慣病や介護予防などの健康に対する意識の高揚と健康の保持・増進を支援する。	健康推進課

(3) 妊産婦及び母子保健サービスの充実

No.	事業項目	事業概要	所管
39	妊娠・出産・育児の切れ目のない支援	妊婦の不安を解消し、安心して妊娠・出産・育児に臨むことができるよう妊婦届出時から子育て期まで、母子保健コーディネーターを中心に切れ目のない支援を行う。	健康推進課
40	不妊治療費の助成	妊娠を望んでいる夫婦の経済的な負担の軽減を図り、適切な医療を受けることができるよう不妊治療費の助成を行う。	健康推進課
41	妊産婦に対する医療費の助成	妊産婦の健康保持のため、医療費の負担金を全額助成する。	国保年金課

(4) 介護支援及び障害福祉サービスの充実

No.	事業項目	事業概要	所管
42	介護支援の充実	介護を必要とする方ができる限り自立した日常生活を送ることができるように、介護保険事業の円滑な運営を行う。	介護保険課
43	障害者自立支援医療費（育成医療，更正医療，精神医療）の支給	障害のある方ができる限り自立した日常生活を送ることができるように、医療費の一部を支給する。	障害福祉課
44	障害福祉サービス費の支給	障害のある方の生活を支援するため、ホームヘルパーの派遣や短期入所，就労訓練などを利用するための障害福祉サービス費を支給する。	障害福祉課
45	障害児通所支援費の支給	日常生活や社会生活をスムーズに送ることができるように、障害のある子どもが施設に通所して訓練を受けるための費用を支給する。	障害福祉課
46	介護教室の開催	介護の知識や技術の習得のため、介護教室を開催する。	高齢福祉課

【基本目標Ⅱ】 様々な分野における男女共同参画の推進

主要課題 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

●現状と課題

政治や社会などの分野に多様な意見や考えを公平・公正に反映させるためには、政策・方針決定の場における男女共同参画の推進が必要です。しかし、諸外国と比べると、日本における女性の参画は低い水準に留まっています。世界経済フォーラム（World Economic Forum）が発表した「ジェンダー・ギャップ指数 2020」によると、日本は調査対象 153 か国中 121 位という順位です。

また、国は、2003 年に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を 30%程度とする」との目標を掲げ、取組を進めてきました。しかし、現時点において、30%の水準に到達しそうな状況にはないことから、第 5 次男女共同参画基本計画において、「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める」こととしました。

市では、女性が政策の立案及び決定に参画する機会として、審議会等への参画を進めています。審議会等における女性委員の占める割合は、令和 2 年 3 月末現在で 24.12%であり、前年と比較すると 0.95 ポイント上昇しました。女性の参画は徐々に増加しているものの、まだ十分進んでいるとは言えません。女性情報バンク等を活用しながら女性の参画を推進する必要があります。

また、本市は平成 23 年 3 月の東日本大震災において、甚大な被害が発生しました。自然災害は、いつ起こるか分かりません。そのため、災害に対する事前の備えや避難所運営、被災者支援等を円滑に行うために、防災や災害復興においても女性の参画を推進する必要があります。

●施策の方向

- (1) 市における政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 企業及び各種団体における女性の参画促進
- (3) 地域防災・災害復興における女性の参画促進

[SDGs の理念]



ジェンダー・ギャップ指数とは？

世界経済フォーラム(World Economic Forum)は毎年、「Global Gender Gap Report」を公表し、その中で、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index : GGI)を発表しています。この指数は、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。

2020年の日本の総指数は0.652で、順位は153か国中121位(前回は149か国中110位)でした。

各国のジェンダー・ギャップ指数(2020)

順位	国名	指数
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイルランド	0.798
8	スペイン	0.795
9	ルワンダ	0.791
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
19	カナダ	0.772
21	英国	0.767
53	米国	0.724
76	イタリア	0.707
81	ロシア	0.706
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
121	日本	0.652

日本の各分野の順位(指数)

分野	順位	昨年の順位
経済	115位(0.598)	117位(0.595)
政治	144位(0.049)	125位(0.081)
教育	91位(0.983)	65位(0.994)
健康	40位(0.979)	41位(0.979)

(1) 市における政策・方針決定過程への女性の参画促進

No.	事業項目	事業概要	所管
47	市の附属機関の委員等への女性参画の推進	市の政策・方針決定の場への女性の参画を拡大するため、公募制などを取り入れ女性の積極的任用について働きかけるほか、女性委員のいない審議会の解消に努める。	女性生活課
48	女性の監理監督職への登用推進	市政に男女双方の意見が平等に反映されるよう、女性職員の監理監督者への登用を推進する。	人事課
49	女性情報バンクの充実	幅広い分野からの女性委員の任用を図るため、女性情報バンクの活用を積極的に行う。	女性生活課

(2) 企業及び各種団体における女性の参画促進

No.	事業項目	事業概要	所管
50	民間企業及び各種団体等への意識啓発の推進	女性の積極的な参画の必要性について、市報等により広報活動を行う。	女性生活課 商工振興課 市民活動課
51	ボランティア養成の推進	意欲をもってボランティア活動に取り組む人材を育成するため、ボランティア養成講座を開催する。	市民活動課

(3) 地域防災・災害復興における女性の参画促進

No.	事業項目	事業概要	所管
52	政策・方針形成過程からの女性参画の推進	災害対応において男女双方の視点を十分に反映するため、防災・復興に関する政策・形成過程に女性の参画を推進する。	生活安全課
53	女性消防団活動の促進	住宅用火災警報器の普及促進活動や一人で暮らす高齢の方への防火・防災指導、幼稚園・保育所への花火の遊び方指導など、女性の視点を活かした消防団活動を推進する	生活安全課
54	女性の地域防災活動への参画促進	男女共同参画の視点から、防災活動への女性の参画を促進する。	生活安全課 女性生活課

主要課題2 家庭や地域における男女共同参画の促進

●現状と課題

令和元年8月に行った市民意識調査の結果によると、性別による固定的役割分担意識を肯定する意見は、平成26年の調査結果と比較して8.0ポイント減少し、否定する意見は7.2ポイント増加しました。これは、本市においては、固定的性別役割分担意識にとらわれない考え方が浸透してきたものと考えられますが、30%以上の男性がまだまだ肯定する意見を持っていることから、本市の固定的性別役割分担意識は、男性において根強く残っていることがうかがわれます(P11参照)。誰もが自らの意思によって多様な生き方を選択し、家庭や地域など、様々な分野で個性や能力を発揮することができるよう、固定的性別役割分担意識を解消していく必要があります。

また、活力ある地域社会を形成するためには、誰もが安心して働き、家事を営み、地域活動に参加できることが求められます。そのためには、地域の特定の活動が片方の性に偏ったり、性別や年齢等により役割が固定化されたりすることがないように、地域活動に多様な年齢層の参画を促す必要があります。また、自治会やコミュニティ組織など、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域活動に男女共同参画の視点が反映されるよう、各団体に対して働きかける必要があります。

さらに、子どもたちは、地域社会から様々なことを学び、人格を形成していくことから、自然体験や児童館、放課後子ども教室などの健全な活動を通して、男女がお互いに協力し合うことの大切さを学ぶことが重要です。

●施策の方向

- (1) 性別による固定的役割分担意識の解消
- (2) 地域における男女共同参画の促進（重点施策）
- (3) 団体活動における男女共同参画の促進

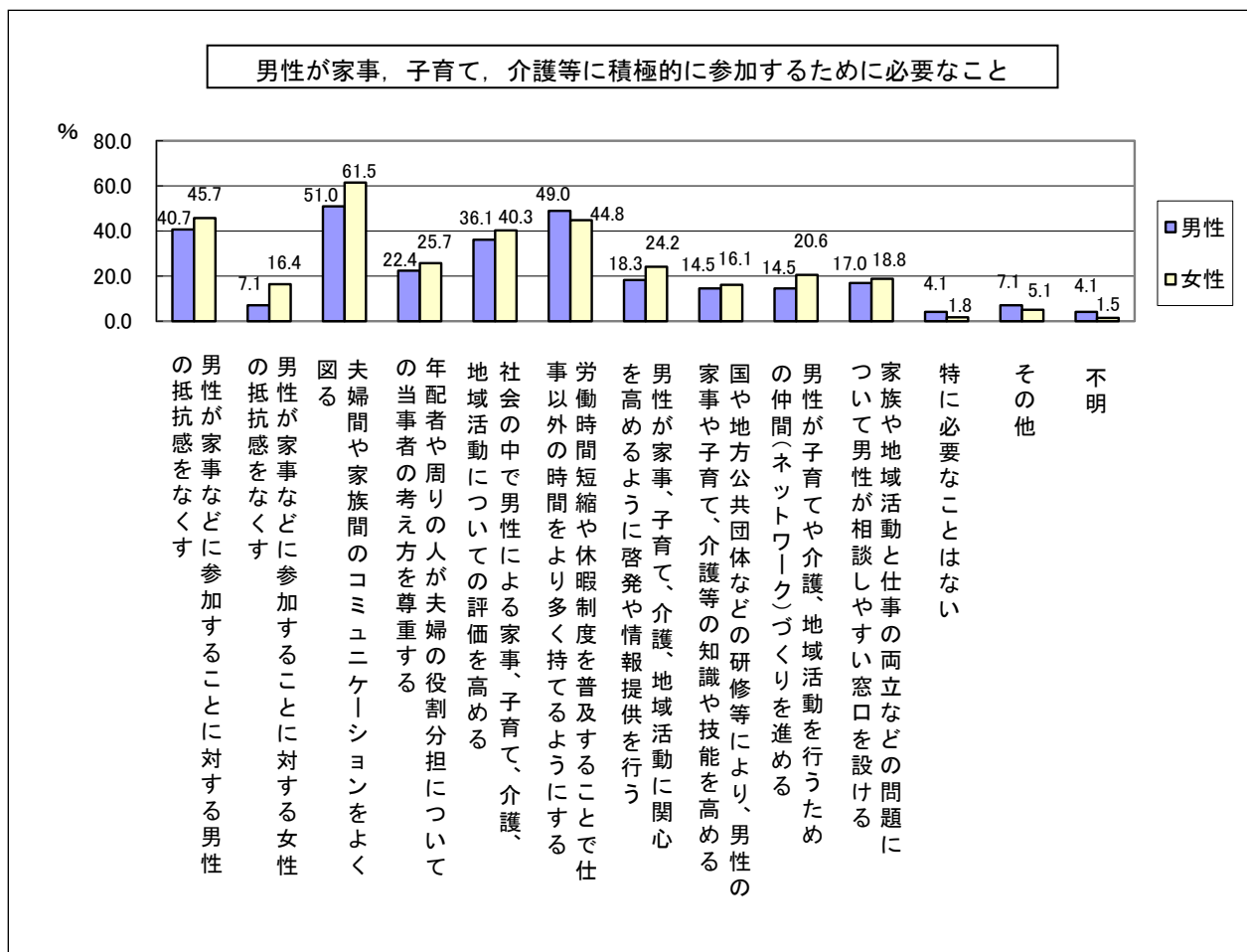
[SDGsの理念]



(1) 性別による固定的役割分担意識の解消

No.	事業項目	事業概要	所管
55	広報紙等を活用した啓発の推進	固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の醸成を図るための啓発を行う。	女性生活課
56	家庭責任の分担意識にかかる啓発の推進	夫婦がともに家事や育児・介護を担うことの重要性について啓発する。	女性生活課
57	男性の家事や育児等への参加促進	プレパパ・プレママ教室や男性料理教室などを通じ、家事において夫婦が協力し合うことの大切さを啓発する。	健康推進課

令和元年8月の市民意識調査の結果によると、男性が家事、子育て、介護等に積極的に参加するために必要なことは、男性が家事などに参加することに対して「女性の抵抗感をなくす」ことよりも、「男性の抵抗感をなくす」ことのほうが、圧倒的に意見が多い結果となりました。



(2) 地域における男女共同参画の促進（重点施策）

No.	事業項目	事業概要	所管
58	男女共同参画事業の推進	男女共同参画に関する市民活動を促進するため、男女共同参画をテーマとした講座を開催し、情報提供を行う。	女性生活課
59	子育て支援センターの充実	子育てに関する不安や負担を軽減するため、子育て支援センターの充実を図り、地域において子育て家庭に対する支援を推進する。	子ども政策課
60	児童館の運営	健全な遊びを通して男女が協力し合うことの大切さ学ぶことができるよう、児童館事業を推進する。	子ども政策課
61	青少年健全育成対策の充実	児童を募集し、自然体験や生活体験などの活動を通して、青少年の健全育成に努める。	青少年課
62	子育てや介護を支えあう地域づくり	活力のある地域づくりを推進するため、高齢の方への生活支援や子育ての負担軽減に対する取組として三世帯家族（親・子・孫世代）の同居、近居を支援する。	市民活動課
63	高齢者の社会参加活動の促進	高齢者クラブや高齢者生きがい対策事業など、高齢の方が生きがいを高め地域を豊かにする活動を促進する。	高齢福祉課
64	地域活動への男女共同参画の推進	市民が自治会活動やコミュニティ活動へ積極的に参加することを推進するための啓発を行う。	市民活動課
65	地域活動における市民との協働の推進	各コミュニティで市民会議を開催し、市民と協働でまちづくりを推進する。	市民活動課
66	市民活動サポートバンク（げんき-NETひたちなか）の充実	市民のボランティア活動等への参画を促進するため、サポートバンクの情報を充実させる。	市民活動課
67	「市民交流センターひたちなか・ま」における市民活動の促進	市民の活動拠点として市民のボランティア活動を推進するとともに、まちづくりを考える場の提供を行う。	市民活動課
68	環境保全活動における女性の人材活用	女性の知識や経験を生かした講習会等を開催し、地球温暖化防止など、環境保全活動を推進する。	環境保全課

(3) 団体活動における男女共同参画の促進

No.	事業項目	事業概要	所管
69	地域活動団体への支援	地域で活動する団体を支援し、地域活動の活性化を図る。	市民活動課 女性生活課
70	「ハーモニーひたちなか」の支援	「ハーモニーひたちなか」の活動を支援し、自主活動の促進と市民の男女共同参画意識の向上に努める。	女性生活課
71	サロン活動団体への支援	地域でのサロン(たまり場)の立ち上げやサロン活動の活性化に向けて、市民への周知を行うほか、担い手の育成や財政面での支援を行う。	地域福祉課
72	社会教育団体活動の支援	地域での青少年健全育成に大きな役割を果たしている各種団体の活性化と活動内容の充実を図る。	青少年課
73	交通安全母の会の活動促進	「交通安全は家庭から」を合言葉に、交通安全思想の普及に努めているひたちなか市交通安全母の会の活動を促進する。	生活安全課
74	観光分野における女性の人材活用	観光に関わるまちづくり活動に対して、女性が積極的に参画し、活躍できる環境づくりに努める。	観光振興課

【基本目標Ⅲ】 持続可能で多様な働き方を可能にする環境づくり

主要課題 1 仕事と家庭生活の両立支援

●現状と課題

我が国の生産年齢人口（15歳～64歳）は、少子高齢化の影響を受け減少の一途をたどっています。総務省統計局の調査によりますと、総人口に占める生産年齢人口の割合は、平成4年をピークに低下を続けており、この生産年齢人口の減少は本市においても例外ではなく、平成23年から令和2年の10年間で6,032人、割合で2.8ポイント減少しています。企業におきましては、人材をいかに確保し、定着させるかが喫緊の課題であると言えます。そのような中、国は、女性の労働力に着目し、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定し、女性活躍推進の考え方を整備しました。

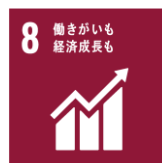
しかし、令和元年8月に行った市民意識調査の結果によると、女性が仕事をやめた理由で上位を占めたのは、1位が「結婚（自主的）」（17.1%）で、2位が「家事や育児に専念する」（15.4%）となっています（P10参照）。依然として、結婚や出産などを機に仕事をやめる女性が多い状況にあります。

働きたい女性が、仕事と家事の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮するためには、子育て支援の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）やライフステージに対応した柔軟な働き方の導入が必要になります。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、育児などの家事や地域活動にいきいきと参加することができるよう、企業や働く世代に対し、意識の啓発を推進する必要があります。

●施策の方向

- （1）安心して働き続けるための子育て支援の充実
- （2）ワーク・ライフ・バランスの意識定着と雇用環境整備（重点施策）

[SDGsの理念]



(1) 安心して働き続けるための子育て支援の充実

No.	事業項目	事業概要	所管
75	「わんぱくランド」による子育て支援の促進	個別相談や小集団での遊びを通して、言葉や発達等に不安のある幼児を対象とした子育て支援を行う。	健康推進課
76	発達障害支援事業（みんなのみらい支援室）	相談員が、発達やコミュニケーションに不安がある児童の親の相談を受けるほか、保育所や幼稚園、小中学校を巡回し、先生に助言を行う。	障害福祉課
77	子育て短期支援事業	児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を緊急一時的に保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。	子ども政策課
78	児童扶養手当の支給	母子家庭、父子家庭の子どもを養育する親又は養育者に支給し、家庭生活の支援と自立の促進を図る。	子ども政策課
79	放課後子ども教室の開催	放課後や土日・祝日に小学校の教室等を活用して、体験学習や文化・スポーツ活動、地域交流活動等を行う放課後子ども教室を開催する。	青少年課
80	ファミリー・サポート・センター事業の拡充	仕事と育児の両立を支援し、子育て家庭の負担軽減を図るため、ファミリー・サポート・センターの事業を推進する。	子ども政策課
81	多様な保育サービスの推進	仕事と育児が両立しやすいよう病児保育や延長保育など、多様な保育サービスを推進する。	幼児保育課
82	学童クラブの充実	就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後や長期休業期間等に学校の教室や学童専用施設などを利用して、児童の安全・安心の確保と健全育成を図る。	青少年課
83	日中一時支援事業の実施	日中、障害のある方へ活動の場を提供し、家族への就労支援及び一時的な休息を提供する。	障害福祉課

(2) ワーク・ライフ・バランスの意識定着と雇用環境整備（重点施策）

No.	事業項目	事業概要	所管
84	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	仕事と家庭生活をバランスよく保ちながら日常生活を送ることができるよう、広報紙等で、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行う。	女性生活課
85	企業に向けたワーク・ライフ・バランス啓発の推進	仕事と家事、育児、介護等や地域活動など、バランスのとれた生活が送れるように仕事と家庭生活の調和の必要性について広報する。	商工振興課
86	市におけるワーク・ライフ・バランスの実践に向けた取組	仕事と家事、育児、介護等や地域活動など、バランスのとれた生活が送れるように職員の意識改革に努める。	人事課
87	地域包括支援センターの運営	高齢の方に対し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が中心となって、介護予防をはじめとする総合的な支援を行う。	高齢福祉課
88	男女共同参画推進事業所表彰事業の推進	従業員のワーク・ライフ・バランスを支援する取組や、多様な働き方を可能にする職場環境づくりなどを積極的に行っている事業所を表彰する。	女性生活課

主要課題2 誰もが活躍できる就業環境の整備

●現状と課題

働くことは生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものでもあるため、働く人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる就業環境の整備は、男女共同参画の視点からも、非常に重要なことです。

依然として子育てや介護など、様々な理由で離職する女性が多いため、女性の意欲や能力を生かせる環境をつくることは、本人にとっても社会にとっても非常に大切なことです。従って、子育てや介護をしながら働いたり、子育て等の理由で離職した女性が再就職したりすることができるよう、必要な情報を提供する必要があります。

令和元年8月に行った市民意識調査の結果によると、「現在仕事を探している」又は「しばらくしたら働きたいと思っている」女性の70%以上が、「パート、アルバイトとして働きたい」と答えています。非正規雇用は、多様な働き方のニーズに応えるという積極的な意義がある一方、非正規雇用で働かざるを得ない方がいることも事実です。また、新型コロナウイルス感染者の拡大に伴い、非正規雇用者の雇用条件や所得が特に強い影響を受け、就業状態が不安定になるなどの新たな懸念も生じています。従って、非正規雇用者に対しては、働く側の権利を情報として伝えるとともに、雇用主に対しては、法令を遵守しながら、非正規雇用者の雇用の維持に努めていただくよう、啓発を図る必要があります。

加えて、多様な生き方、働き方があることを前提に、職業生活において各人がその能力を十分に発揮することができるよう、起業、自営業等においても女性が活躍できるような就業環境の整備を進める必要があります。

●施策の方向

- (1) 雇用の分野における均等な機会と待遇の確保
- (2) 農業・水産業・商工業等の分野における男女共同参画
- (3) 個人の選択に応じた柔軟な働き方への改革（重点施策）

[SDGsの理念]



(1) 雇用の分野における均等な機会と待遇の確保

No.	事業項目	事業概要	所管
89	就労に関する法律の周知	労働基準法, 男女雇用機会均等法, 育児・介護休業法など, 労働・雇用にかかる各種制度及び情報の周知を行う。	商工振興課

(2) 農業・水産業・商工業等の分野における男女共同参画

No.	事業項目	事業概要	所管
90	認定農業者の認定及び活動の促進	農業に意欲的に取り組んでいる女性を「認定農業者」に認定し, 農業経営を実践できる能力を高めるとともに, 女性農業者の育成に努める。	農政課
91	農業における女性の起業支援や経営参画の促進	産地直送販売などの活動を支援し, 女性の起業や経営参画を促進する。	農政課
92	水産業における女性の起業支援や経営参画の促進	産地直送販売や水産加工製造販売などにおける付加価値の高い商品開発等の活動を支援し, 女性の起業や経営参画を図るとともに, 経営的地位の向上を支援する。	水産課
93	商工業における女性の起業支援や経営参画の促進	女性の起業や経営参画を促進し, リーダーの育成に努める。	商工振興課
94	(財)ひたちなか市勤労者福祉サービスセンターによる支援の充実	中小企業で働く就労者と事業主の福利厚生制度を促進し, 働く環境の整備に努める。	商工振興課

(3) 個人の選択に応じた柔軟な働き方への改革 (重点施策)

No.	事業項目	事業概要	所管
95	女性の再就職・起業に関する情報の提供	結婚や出産, 育児等によりいったん仕事をやめ, 再就職や起業を目指している女性を対象に, 県やハローワーク, 商工会議所, テクノセンター等と連携し, 就職や起業に関する情報を収集し, 提供する。	女性生活課 商工振興課
96	多様な働き方に関する法律の周知及び情報の提供	短時間労働者や非正規労働者の労働条件が向上するように, 事業主及び労働者の双方にパートタイム労働法や労働者派遣法を周知する。	商工振興課

8 事業の指標及び目標値

男女共同参画社会を推進するための事業については、意識啓発の分野も多く目標を数値化することが困難といえます。しかしながら、第4次計画をより具体的なものとするため、数値化できる事業において指標・目標値を設定します。

基本目標	主要課題	施策の方向	番号	事業項目	指標	目標値	所管
I	1	(1)	6	男女共同参画の視点に立った講座・事業等の充実	講座開催回数	【○】 8回/年	女性生活課
I	2	(1)	19	雇用の場におけるハラスメント防止に関する啓発の推進	ポスター掲示回数	【○】 1回/年	商工振興課
I	2	(1)	20	児童虐待防止に向けた意識啓発の推進	市報掲載，ポスター等の配布，オレンジリボン運動の実施	【○】 市報1回/年， ポスター配布1回/年， 市内保・幼・小中学校教員にオレンジリボン，ちらし配布1回/年	子ども政策課
I	3	(1)	31	学校・家庭・地域の連携による見守り活動や健全育成のための生徒指導の充実	学校と「110番の家」全箇所との情報交換の回数	【○】 1回/年以上	指導課
I	3	(1)	32	小地域ネットワークの促進	ネットワーク数	【※】 958 ネット	高齢福祉課
I	3	(2)	34	女性特有のがん検診等に関する普及啓発活動の推進	受診率	【○】 50.0%	健康推進課

基本目標	主要課題	施策の方向	番号	事業項目	指標	目標値	所管
I	3	(2)	37	健康教室等の充実	開催回数	【○】 150回/年	健康 推進課
II	1	(1)	46	市の付属機関等委員への女性参画の推進	審議会等への女性の参画率	【※】 30.0%	女性 生活課
II	1	(1)	47	女性の管理監督職への登用推進	女性の管理監督者の割合	【※】 25.0%	人事課
II	I	(2)	49	民間企業及び各種団体等への意識啓発の推進	啓発紙発行回数	【○】 2回/年	女性生 活課
II	2	(1)	54	広報紙等を活用した啓発の推進	市報掲載回数	【○】 2回/年	女性 生活課
II	2	(2)	58	子育て支援センターの充実	設置個所数	【○】 14箇所	子ども 政策課
II	2	(2)	65	市民活動サポートバンク（げんき-NET ひたちなか）の充実	アクセス件数	【○】 60,000件	市民活 動課
II	2	(2)	66	「市民交流センターひたちなか・ま」における市民活動の促進	利用者数	【○】 35,000人/年	市民活 動課
III	1	(1)	79	ファミリー・サポート・センター事業の拡充	登録会員数	【※】 950人	子ども 政策課
III	1	(1)	81	学童クラブの充実	登録者数	【○】 2,640人/年	青少 年課
III	1	(2)	84	企業に向けたワーク・ライフ・バランス啓発の推進	市報掲載回数	【○】 6回/年	商工 振興課
III	2	(1)	88	就労に関する法律の周知	市報掲載回数	【○】 2回/年	商工 振興課

目標値欄の【○】は年間実施目標、【※】は到達目標

9 推進体制の整備

男女共同参画社会の形成に当たっては、広範多岐にわたる取組を展開する必要がある、このような取組について整合性をもって、総合的かつ効率的に推進するため、基盤となる推進体制を整備・強化することが必要です。

また、国や県と連携を図るとともに、市民や事業者とも連携して取組を進めることが重要です。

(1) 男女共同参画推進体制の充実

① 男女共同参画推進本部の運営

男女共同参画社会の形成を目指し、本市の男女共同参画施策を総合的、計画的に推進するため、市長を本部長とした「ひたちなか市男女共同参画推進本部」を設置し、市長部局を初め行政委員会と一体となって総合的に施策を進めます。

② 男女共同参画審議会の運営

男女共同参画施策の推進のため「調査審議機関」として、計画に意見を述べるとともに事業の進捗状況の確認を実施します。

ひたちなか市男女共同参画推進条例

【第8条3】

市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめひたちなか市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

③ 男女共同参画センターの運営

市民や民間団体の学習や活動を支援するため、同センターの運営に努めます。

④ 男女共同参画計画の進捗状況等の公表

計画に基づき講じた施策の進捗状況について公表します。

ひたちなか市男女共同参画推進条例

【第13条】

市長は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、市が講じた施策の状況等を公表しなければならない。

⑤ 男女共同参画計画の評価及び見直し

計画及び個別の施策について、定期的に評価するとともに、適切な見直しを行い効果的な推進に努めます。

⑥ 意識や実態の調査研究

男女共同参画を効果的に推進していくために、国際的な動向や国、県の取組、民間団体の取組について情報を収集し、市民に提供するとともに、意識調査等を実施します。

ひたちなか市男女共同参画推進条例

【第9条】

市は、男女共同参画の推進に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

⑦ 相談窓口の充実

ドメスティック・バイオレンスやさまざまなハラスメントなど人権侵害を受けた場合などの相談体制の充実に努めます。

ひたちなか市男女共同参画推進条例

【第16条】

市長は、市民が性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因により人権を侵害された場合の相談窓口を置くものとする。

2 市長は、前項の規定による相談を受けた場合には、関係機関と連携をとり、人権侵害を受けた者の立場に配慮した適切な対応をするものとする。

(2) 連携の強化

① 市民との連携

市民一人ひとりの取組が重要であり、市は市民と一体となった活動を推進するとともに、広く市民に意見を求めるなど、意思決定過程における市民との連携を図ります。

ひたちなか市男女共同参画推進条例

【第8条2】

市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

② 事業者、団体及びNPO等との連携

市民との連携と同時に、社会生活に大きな影響力をもつ事業者、団体及びNPO等と連携し、事業の展開を図ります。

ひたちなか市男女共同参画推進条例

【第14条】

市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。

③ 国及び県との連携

男女共同参画の推進のために、国及び県と連携した取組に努めます。